

松伏町 自動販売機設置場所貸付に係る仕様書

1 設置場所、貸付面積及び販売商品等の条件

別紙「公募対象物件一覧」及び別紙「位置図」のとおり。
販売商品については「4 販売商品の種類等」も参照のこと。

2 貸付期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（更新なし）

3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者（以下「設置事業者」という。）の遵守事項

（1）大きさ及びデザイン

ア 大きさ

別紙「公募対象物件一覧」の貸付面積以内とする。

イ デザイン（外観色を含む）

周辺環境に配慮したユニバーサルデザインとする（ただし、屋外の場合、ユニバーサルデザインの機器を設置することで故障等が懸念される場合を除く。）。

（2）環境対策

ア 省エネルギー

「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

イ 低GWP冷媒機

地球温暖化係数（GWP）の低い、二酸化炭素（CO₂）、炭化水素（HC）、又はハイドロフルオロオレフィン（HF01234yf）等を冷媒として採用した機種とする。

ウ その他

「令和7年度埼玉県グリーン調達・環境配慮契約推進方針」の自動販売機の判断の基準に適合すること。

（3）安全対策

ア 転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS規格）を遵守した措置を講じるものとする。

イ 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

ウ 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自動販売機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

（4）使用済み容器の回収

ア 回収ボックスの設置

原則として自動販売機 1 台につき 1 個以上の割合で自動販売機脇に設置する。

イ 回収ボックスの規格

(ア) 素材

プラスチック製や金属製など、中長期の使用に適した耐久性をもつ素材とする。

(イ) 容積

回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収用容積とする。

(ウ) その他

使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図る。

ウ 使用済み容器の処理

容器包装リサイクル法(平成 7 年法律第 112 号)など、関係法令を遵守するほか、不法投棄やマイクロプラスチックによる海洋汚染等の問題に留意し、適切に処理する。

(5) 自動販売機の設置及び管理運営

ア 設置事業者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。

イ 設置事業者において消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。

ウ 設置事業者において、専門技術サービス員による保守業務を隨時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応する。

4 販売商品の種類等

(1) 種類

ア 物件番号 1、2、3、4、5、6、7、9、10 及び 11 については飲料水等とし、種類については 10 種類以上とする。

イ 物件番号 3、4 及び 5 について複数応募する場合は、販売商品の内容が重複しないよう配慮すること。

ウ 物件番号 8 については食品も含めた複合的自動販売機とし、種類については全部で 10 種類以上とする。また、周囲の既設自動販売機の商品と同様のものとならないよう配慮すること。

エ 物件番号 12 の 3 台についてはアイスとし、7 種類以上とする。

(2) 価格

市販価格（定価）から 10 円以上割引いた価格とする。（食品は除く。）

(3) その他

別紙「公募対象物件一覧」に記載の【注意事項等】をあわせて確認すること。

5 貸付料

賃貸借料提案書（様式第 2 号）に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。

なお、消費税率が変更になる場合は、松伏町及び自動販売機設置事業者が協議の上、決定することとする。

6 電気料

自動販売機設置に係る電気料については、全額を設置事業者の負担とし、以下のいずれ

かの方法により電気料を決定する。なお、電気料の徴収方法については、契約締結時に松伏町と設置事業者が協議の上、決定する。

(1) 定額電気料の設定

松伏町と設置事業者が協議の上、算出された月々の想定される電気料を固定額とする。

(2) 子メーターの設置

設置事業者の負担により電気使用量を計測するための子メーターを設置する。

7 貸付料の支払い

松伏町が発行する納入通知書により、原則毎年4月末日までに、その年度に属する賃貸借料を支払うものとする。

8 売上手数料

徴収しない。

9 費用負担

自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置事業者が負担する。

10 貸付場所の返還

契約の解除等により、自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して松伏町の確認を受けなければならない。

11 自動販売機設置に伴う事故

松伏町の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

12 商品等の盗難及び破損

(1) 松伏町の責に帰することが明らかな場合を除き、松伏町はその責を負わない。

(2) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

13 災害時における飲料水等の無償提供

設置事業者は、災害時に自動販売機内の飲料水等を無償にて提供するものとし、契約締結時に「災害時における飲料供給に関する覚書」(別紙参照)についても締結するものとする。